中央区基本構想等に関する答申(案)

平成29(2017)年 月中央区基本構想審議会

目 次

答申	1	中央区基本構想 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
答申	2	中央区基本計画に盛り込むべき施策のあり方 ・・ 1 9	9
		~~ 参考資料 ~~	
	談中	8問文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61 8問にあたっての趣旨説明・・・・・・・・・・・・・・62 中央区基本構想審議会委員等名簿・・・・・・・・・63 中央区基本構想審議会審議経過・・・・・・・・・・65	

答申 1

中央区基本構想

目 次

第1章	I 基本構想の策定にあたって	5
1	新たな基本構想策定の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	基本構想の役割と理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第2章	・中央区の将来像と基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	中央区の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	将来像の実現に向けた基本的な方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3章	i 施策のみちすじ	9
1	一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して	9
	(1) すべての人々が健康で安心して暮らせるまち	9
	(2)誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち	9
	(3) 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち	10
2	快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して	12
	(1) 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち	12
	(2) 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(3)魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち	13
3	輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して	15
	(1) 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち・・	15
	(2) 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち	15
	(3)人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち	17
第4章	基本構想実現のために	18

第1章 基本構想の策定にあたって

1 新たな基本構想策定の背景と目的

中央区は、江戸開府以来の歴史と伝統を背景に、日本を代表する都市として確固たる地位を築いてきました。日本の文化・商業・情報の中心地として、常ににぎわいとともにあった本区は、戦後の都市機能の集積により居住環境がおびやかされ、40年以上にわたり著しい人口流出を招きました。

以降、「都心再生」を旗印に、住環境の整備をはじめとした総合的な人口回復施策を展開してきました。その努力が花開き、平成10(1998)年には7万人台だった定住人口は、平成27(2015)年に14万人を突破し、一時は500人台だった年間出生数も約2,000人となり、本区はまさにその活力を取り戻したといえます。

しかし、急激な人口増加に伴い、子育て、教育、高齢者福祉などさまざまな分野で行政需要が拡大しています。今後の人口動向を見極めつつ、長期的な視点から、しかるべき手を打っていかなくてはなりません。

また、長きにわたり東京の食を支えてきた築地市場が80年もの歴史に幕を閉じようとしており、その跡地の活用を含め、築地の活気とにぎわいを継承・発展させていくための議論を深めていく必要が生じてきました。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、晴海地区に選手村が建設され、大会後には新たなまちが生まれます。

これらを本区がさらに機能的で魅力的なまちへと生まれ変わるための好機と捉え、交通インフラの拡充、都市観光の推進、誰もがスポーツに親しめる機会の創出、環境にやさしいまちづくりなどを一層加速していかなくてはなりません。

そのため、中央区はこれらの時代の変化に合わせて新たな基本構想を策定する ことにより、地域の人々や企業、ボランティア等とともに誰もが安心していきい きと活躍できる、活力ある地域社会の発展を目指していくこととしました。

2 基本構想の役割と理念

この基本構想は、中央区の20年後を展望し、区民生活やまちの姿などの将来像を明らかにするとともに、その実現に至るみちすじを示すものです。また、中央区に住み・働き・訪れるすべての人々や団体が連携し、総力を挙げて取り組んでいく、区と区民のまちづくりの憲章であり、今後の中央区における総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

この基本構想と中央区の4つの宣言「中央区平和都市宣言」「花の都中央区宣言」「太陽のまち中央区宣言」「クリーン・リサイクル中央区宣言」の基本的な考え方を踏まえ、中央区の未来をつくりあげようとするものです。

この基本構想を貫く理念は、区民生活に豊かさと繁栄をもたらす礎である「平和」を基本に、区民一人一人の生活と権利を尊重し、幸福な区民生活を確立することです。

第2章 中央区の将来像と基本的な方向性

1 中央区の将来像

輝く未来へ橋をかける — 人が集まる粋なまち

江戸以来の歴史に裏打ちされた伝統文化を育みながら輝く未来を創造し、住み・働き・集うすべての人々が、幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」をつくっていきます。

2 将来像の実現に向けた基本的な方向性

将来像の実現に向けて、次の5つの基本的な方向性で各施策を検討・構築・展開していきます。

(1) 「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造

情報や創薬、金融など新たな時代でも区の旺盛な社会経済活動の中心となるビジネスや事業を成長させるとともに、福祉・教育・まちづくりを含め、さまざまな分野で「中央区スタイル」を確立していきます。

交通インフラや宿泊施設の整備、先進的なスマートシティの実現など最先端都市モデルを構築していきます。併せて、立地特性を最大限にいかしたプロモーションや全国自治体との連携等により、その魅力を世界に発信し新たな価値を創り出していきます。

(2) 歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成

江戸以来の歴史と伝統を紡ぎ、常に新たな文化が創造されるまちを目指すとともに、都心の憩い空間として見直されつつある水辺を最大限に活用するなど、国内外から多くの来街者が集う魅力あふれるまちを創出していきます。 豊かな自然環境をつくり、地球にやさしく潤いと安らぎを感じられるまちづくりを実現していきます。

(3) 誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現

さまざまな違いを超えて相互に理解し合える地域社会の中で、健やかで安心できる多様な暮らしや働き方をサポートし、住む人・働く人ともに心から 愛着を持ち、快適で暮らしやすい都心を築いていきます。

個人の多様なライフスタイルに応じて、子ども・高齢者・障害者など誰も が安心して暮らし参加できる社会を構築していきます。

(4) 未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築

子どもたちの資質・能力、自らの可能性を最大限に発揮して学習の力を育むとともに、生涯学習やスポーツなどを通じて、すべての人々の自己実現を支え、未来を切り拓く力を培う機会と環境を構築していきます。

地域の多彩な個性が生み出す複層的なまちなみの魅力や本区のさまざまな文化・芸術を通じ、区民自らの生活を豊かに創造していきます。

(5) 多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

地域福祉の構築や防災・防犯などのさまざまな課題に対し、町会・自治会をはじめ、企業やNPO、ボランティア団体などとも連携しながら、率先して解決する地域力をまちの発展の原動力としていきます。

※「プロアクティブ・コミュニティ」:自ら率先して地域における課題を解決し、快適な 暮らしを実現していく社会

第3章 施策のみちすじ

この章は、第2章の「将来像の実現に向けた基本的な方向性」を踏まえ、施策 分野ごとの考え方を示しています。

1 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して

(1) すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

すべての人々が生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、「健康寿命の延伸」を目指すとともに、病気や障害があっても自らの価値観に基づき満足感が得られる「主観的健康観の向上」に向けた健康づくりを推進していきます。

また、区民が必要とする医療サービスを切れ目なく提供できる医療環境の 整備に向けて取り組んでいきます。

①ライフステージに応じた健康づくり

出産・育児を行うすべての保護者が、心身ともに健康に子育てできる環境を整備していきます。併せて、ライフステージ・ライフスタイルに応じた心と体の健康づくりや食育を推進していきます。

②健康危機管理対策の推進

本区の特性を踏まえた感染症対策や衛生的で快適な生活環境の確保を進めていくとともに、診療所等と連携を図り、安全に安心して医療を受けることができる体制を構築していきます。

(2) 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

人々の生活課題が多様化・複雑化する中、公的な福祉サービスの充実・整備だけでは対応しきれない状況も見られることから、区民が受け手、担い手となる住民相互の助け合いや地域の多様な主体の連携・サポート等により、切れ目のないきめ細かな地域福祉の充実に取り組んでいきます。

①子どもが健やかに育つ地域づくり

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、すべての教育・保育施設において教員・保育士等の資質向上を図り、就学前教育の充実と義務教育に至る学びの連続性を確保していきます。「育ちに支援を必要とする子ども」については、ライフステージに応じた切れ目のない支援と見守りをしていきます。

また、心身ともに大きく成長する学齢期には、子どもの社会性を育むため、 自由に遊べる場の確保やさまざまな人と触れ合いながら成長できる環境の 充実に取り組んでいきます。

さらに、すべての子育てをする家庭に向けて、きめ細かな子育て支援サービスを充実させていくとともに、地域の中での子育て力を強化していきます。

②障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

障害者一人一人のニーズやライフスタイルに応じたサービス提供を行い、 住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、社会的自立と社会 参加を一層促進していきます。

③高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

「人生90年時代」を迎えつつある中、積極的に社会の第一線でいきいきと活躍できる地域づくりを推進するとともに、早いうちから継続して健康づくりに取り組むための支援や地域包括ケアシステムの定着、支え合いや見守り活動により、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備していきます。

(3) 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

すべての区民が多様性を認め合い、心豊かに暮らせる地域社会を実現していきます。また、人としての尊厳が守られ、不当な暴力や虐待がないまちにしていきます。

①多様性を認め合う社会の構築

年齢、性別、国籍、障害の有無などさまざまな違いを超えて、相互に理解 し合える地域社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりや心 のバリアフリー、障害者差別解消、動物愛護と適正な飼養への取組を進めて いきます。

また、性別による役割分担の固定化や偏重をなくすとともに、仕事と生活の両立を目指したワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

②すべての人の尊厳が守られる社会の推進

認知症高齢者や障害者等の権利を守り、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の利用を促進していきます。また、育児や介護の孤立化などを背景とした虐待の根絶に取り組んでいきます。

さらに、生活困窮者からの相談にきめ細かに対応するとともに、地域の社 会資源との協働により、社会的自立につなげていきます。

2 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して

(1) 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

大地震等の災害や犯罪、大規模テロ等の新たな脅威に対し、地域や事業者などと連携しながら、防災対策や危機管理体制を強化するなど的確に対応していきます。また、建築物の耐震化や住宅の長寿命化、さらには、区民のライフスタイルに合った住環境整備を支援していきます。

①地域ぐるみの防災力・防犯力の向上

首都直下地震をはじめ、風水害や大規模事故等の災害に対し、「自助」「共助」の取組を積極的に支援するとともに、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上に取り組んでいきます。

また、犯罪抑止や消費者トラブルの未然防止など、犯罪に強いまちづくりを進めていきます。さらに、大規模テロなどの新たな脅威に対し、危機管理体制を強化していきます。

②安心して住み続けられる住宅・住環境づくり

住宅などの建築物の耐震化を推進していくことはもとより、災害時に緊急 輸送を円滑に行うための広域幹線道路のネットワークを形成していきます。 また、高層建築物の耐震化や長周期地震動への対策に取り組んでいきます。 さらに、高齢者が暮らしやすい住環境を確保していくとともに、マンショ ンなどの住宅の長寿命化や良好なコミュニティの形成を支援していきます。

(2) 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

地球環境を保全し、清らかな水と空気を次の世代に引き継ぐため、環境負荷の少ない持続可能な社会をつくっていきます。

また、緑の豊かさを実感できるよう、公園や緑地の魅力の向上を図ること に加え、水辺環境をいかした水と緑のネットワークを形成していきます。

①水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり

街路の緑や公園、河川や運河等の水辺空間を整備し、つなぐことにより、

風格あるまちの形成やヒートアイランド現象の緩和を図っていくとともに、 憩いと安らぎを感じられ、人々が集い、にぎわうまちを創出していきます。 また、区民・事業者・地域と区のパートナーシップの構築により、地域の 緑化を促進していきます。

②地球にやさしく美しいまちづくり

環境に配慮した低炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーや水素エネルギーなどを積極的に活用していくとともに、二酸化炭素の吸収源である森林保全活動の支援を推進していきます。

また、区民や来街者に対し、まちの美化への取組を促進することにより、 世界に誇る美しいまちを形成していきます。

③循環型社会づくりの推進

区と区民、事業所が一体となり、廃棄物の適正な排出や地域特性に配慮した収集・清掃を行っていきます。また、ごみの減量・資源化を図るため、多様な手法による資源循環を推進していきます。

(3) 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

すべての人が安全・安心かつ快適に利用できる交通ネットワークの構築や 個性あふれる固有の地域文化と先進技術の融合などにより、魅力的な都市機 能と景観形成を図り、区民一人一人が豊かに暮らせるまちづくりを推進して いきます。

①都心にふさわしい基盤整備

地域のまちづくりと連携しながら、安全性や景観、バリアフリー等に配慮 した道路整備を進め、まち全体の魅力を高めていきます。

また、安全・快適な歩行空間の拡充を図るとともに、自動車や自転車の交通環境を改善していきます。

さらに、都内随一の水辺を活用した水上交通ネットワークを構築し、陸上 交通などとの連携により回遊性を高め、交通ネットワークを向上させていき ます。

②地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

地域の実情を踏まえて、業務拠点・観光拠点やその拠点を支援する複合市 街地、水辺などの自然環境をいかした良質な都心生活地を目指したまちづく りを進めていくとともに、これまで培ってきた地域の個性と未来を融合させ、 新たな価値を創造する取組を進めていきます。

また、有形・無形の歴史的遺産を活用しながら魅力的な都市機能と景観形成を図り、風格あるまちづくりを進めていきます。

3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

(1) 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

本区に集積する多彩な産業が、インバウンドを意識しつつ、時代や環境の 変化に対応し、発展していく環境を整えていきます。

①特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成

飲食・小売業や繊維・衣類、食品の卸売業などの都心商業が、江戸以来の 伝統ある立地をいかしながら、まちや店舗の魅力に磨きをかけ、新たな活気 とにぎわいを呼び起こす取組を支援していきます。

また、地域商店街では、各個店や商店街全体の魅力づくりによる「地域ブランド」の確立や、複数の商店街と地域団体が連携した広域的な取組を支援していきます。

②時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり

本区を支える中小企業が、都心区ならではのさまざまな条件のもとで活発に活動できるよう、きめ細かい経営支援を行い、経営基盤の安定した足腰の強い中小企業を育成していきます。また、女性や若者の起業を支援し、地域産業の活性化も図っていきます。

さらに、勤労者の生活の安定と福利厚生の向上を図るとともに、働く人自 らの仲間づくりや趣味、能力開発などへの取組を支援していきます。

③まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進

風格・洗練・活気・情緒などさまざまな個性が凝縮した「都市観光」を一層推進し、国内外からの来街者が楽しく快適にまち巡りができるよう、船や自動車、自転車などの乗り物と人の動きが融合した移動環境を整備します。 併せて、銀座、日本橋、築地を中心に、通信環境や観光案内サインなどを重点的に整備し、集客と他地域への回遊を促進していきます。

(2) 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

新たな創造に挑み未来を切り拓く力を育むため、知・徳・体のバランスが とれ、一人一人の課題にきめ細かく対応し、多様な個性がいかされる教育の 実現を目指します。さらに、生涯学び続けられ自己実現を図ることができる 機会や環境を構築していきます。

①子どもたちの可能性が開花する教育の推進

基礎的・基本的な学力を着実に身に付けさせることはもとより、主体的に 課題を発見し、解決する力を育んでいきます。また、日本や他国の伝統・文 化・技術の理解や人間の多様性の尊重など、他者に共感できる感性や思いや りのある豊かな人間性を育成していきます。

さらに、学校が信頼される場であり続けるため、教員の資質・能力の向上 を図るとともに、良質な教育環境を整備していきます。

②希望に満ち、次代を担う子どもの育成

子どもの健全な育成には、家庭での教育が重要であることから、「親力」 を向上させていくとともに、地域全体で家庭教育を支援していく体制を整備 していきます。

また、子どもたちが大人との交流だけでなく、相互に交流する中で、社会の一員であるという自覚を高め、同世代のリーダーとなれる人材を育成していきます。

③生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進

いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって学び続けられる環境を構築するとともに、積極的な社会参加を目指す区民の意欲に応えていきます。

また、生涯学習拠点でもある図書館の機能の充実を図るなど、区民の知的好奇心を満たし、多様な学びが広がる場をつくっていきます。

4スポーツの楽しさが広がる環境づくり

誰もが気軽に楽しくスポーツに取り組めるよう、区民が身近にスポーツ活動ができる場を構築していきます。

また、各種スポーツ団体の活動支援や指導者の確保・育成を図りながら、 地域スポーツを推進していきます。

(3) 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

安全・安心で豊かな地域生活を営むため、多様な人々が互いを尊重し合い、 地域が一体となった都心コミュニティを形成していきます。

また、文化を享受し、安心して日々の生活を送るための基礎である平和の 尊さを語り継いでいくため、あらゆる施策を通して平和の理念を反映させて いきます。

①さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上

地縁によるコミュニティである町会や自治会はもとより、企業や在勤者、 ボランティアなどが相互に連携しながら、自ら率先して地域における課題を 解決し、快適な暮らしを実現していきます。

②豊かな心を育む文化活動の振興

江戸・近代と蓄積された有形・無形の多彩な文化資源・遺産を継承しながら積極的にPRし、観光資源として活用していきます。また、自らが住み・働くまちへの誇りや愛着心を醸成していきます。

③国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり

国内外の諸都市との交流のもと、さまざまな文化や生活に接する機会を創出し、多様な人々が活動しやすい環境を構築することで、まちの活性化を図っていきます。また、すべての人々の願いである平和への思いを深める機会を提供するとともに、あらゆる施策を通じて普及・啓発していきます。

第4章 基本構想実現のために

この章は、基本構想実現のための施策を進めていくにあたって、その基盤となる行財政運営の考え方を示しています。

1 計画的な事業展開

将来像の実現に向けて、施策のみちすじに基づいた取組を総合的・計画的に 展開していくため、具体的な取組内容を示した基本計画を策定します。また、 基本計画の策定にあたっては、将来像の実現に向けた基本的な方向性を踏まえ ながら検討していきます。

2 持続可能な行財政運営

増加の見込まれる人口動向や多様化する行政需要、新たな課題に的確に対応 し、組織の改編や横断的な組織連携を図るとともに、柔軟かつ適正な職員配置 による執行体制を確立していきます。

また、行政サービスや公共施設のあり方、受益と負担について常に点検を行い、健全な行財政運営を行っていきます。

3 社会経済環境の変化に応じた行政サービスの提供

今後、社会経済環境が大きく変化する中、行政や区民、団体、企業等それぞれの特性をいかした連携体制を強化し、地域課題に協働して取り組むことで、より一層きめ細かく実効性の高い行政サービスを提供していきます。そのため、あらゆる世代の区民が積極的に区政に参画できる環境づくりを推進していきます。

また、職員一人一人が多様化するニーズに的確に応えていけるよう、個の能力を向上させるとともに、組織力・職場力の強化を図っていきます。

4 国や東京都、関係団体等との連携

区の主体性を確保しつつ、国や東京都、他自治体、関係団体と相互調整し、 役割を分担しながら連携していきます。

答申 2

中央区基本計画に盛り込むべき施策のあり方

目 次

第1	章	は	じめに				• • • • • • •	• • • • •	• • • • •		• • • • • •	23
第2	章	基:	本構想の	の体系								24
第3	章	現	況と課題	題 …	• • • • • •	• • • • • • •					••••	25
第4	章	基	本計画に	こ盛り	込むべる	き施策	の方向					34
	1	一人	一人の生	き方がた	大切にさ	れた安	心できる	るまちを	を目指し	て・		34
	(1)	すべての)人々が(建康で安	え心して	暮らせる	るまち				34
	(2)	誰もがい	きいき	と笑顔で	で暮らせ	るまち					36
	(3)	互いに尊	重しあ [.]	って心豊	是かに暮	らせるき	ŧち·				39
2	2	快適	で安全な	生活を	送るため	の都市	環境が割	怪備され	れたまち	を目担	旨して	42
	(1)	災害・狐	罪に強っ	くいつま	でも住	み続けら	られる き	まち・			42
	(2)	水とみと	ごりあふれ	れる豊か	で環境	を未来へ	\つな<	ぐまち			44
	(3)	魅力ある	。 都市機能	能と地域	はの文化	を世界に	こ発信す	するまち	5		46
(3	輝く	個性とに	ぎわいた	が躍動を	生み出	すまちを	を目指し	て・			49
	(1)	多彩な産	ミ業が地 は	或に活力	を与え	、多様な	ふ人が集	美いにき	ぎわうき	まち・	49
	(2)	豊かな学	ざいしあん	ふれ健な	かな体	を育むる	ŧち·				52
	(3)	人々のこ	ながりな	が広がる	ら文化の	香りとヨ	戸和に含	o まれた	きまち		55

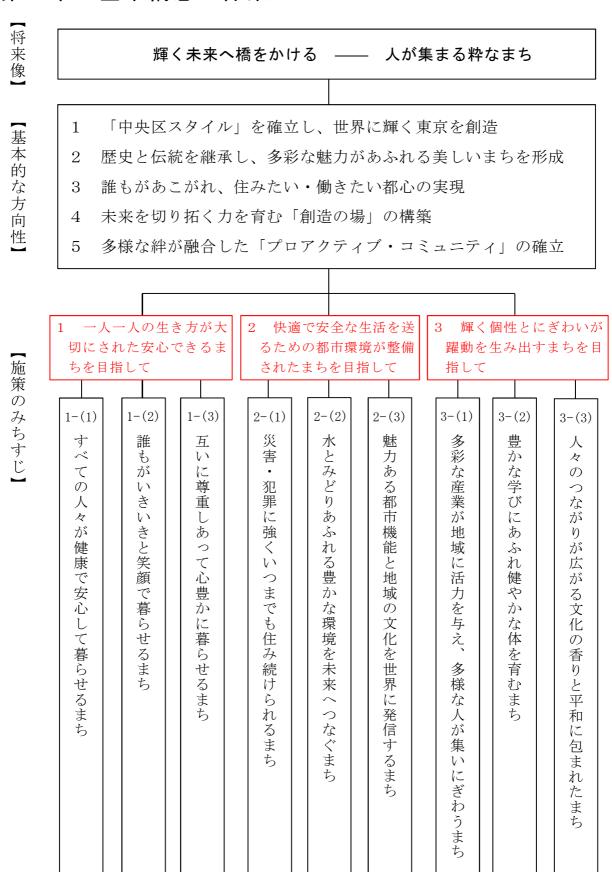
第1章 はじめに

基本計画は、基本構想で示した中央区の将来像「輝く未来へ橋をかける — 人が集まる粋なまち」を実現していくため、その「施策のみちすじ」を踏まえながら、区が主体的に取り組むべき課題について、具体的な事業計画を体系的に示すものです。

審議会では、「将来の人口動向を踏まえた公共サービスのあり方」と「東京のエンジンとなり、日本全体の持続的な発展を牽引」の2つの視点で、中央区に求められる課題を「安心」「快適」「躍動」の3つの分野に分け、専門部会を設けて審議・検討してきました。この「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」は、各専門部会の検討結果をもとに9つの施策分野ごとにまとめています。

第2章「基本構想の体系」では、基本構想で定めた将来像・基本的な方向性・施 策のみちすじを体系的に示しています。また、第3章「現況と課題」では、各施策 分野における現状と直面している課題について、第4章「基本計画に盛り込むべき 施策の方向」では、その課題を解決していくための主要な施策のあり方をまとめて います。

第2章 基本構想の体系



第3章 現況と課題

1 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して

(1) すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

生涯を安心して暮らしていくためには、一人一人が健康の大切さを自覚し、 心身の健康を保持していく必要があります。このため、単なる平均寿命の延 伸だけではなく、「健康寿命の延伸」を目指すとともに、病気や障害があっ ても自分の価値観に基づいて、満足感が得られるように「主観的健康観の向 上」に向けて健康づくりに取り組んでいくことが大切です。

本区では、30歳代、40歳代を中心とした子育て世帯が増加しています。このため、妊娠・出産・育児に関わる母子の健康支援対策にきめ細かく取り組むことにより、保護者の不安が軽減され、安心して子育てができる環境の充実が求められています。

また、全国的な傾向と同様、本区においても主要な死亡原因では、がん、 心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占めています。このため、子 どもの頃から正しい生活習慣を身に付け、高齢になっても健康でいられるよ う、生涯を通じた健康づくりが重要となっているとともに、食育の推進など を通じて、栄養バランスの偏り、不規則な食生活の改善等、生活習慣病の予 防につながる取組が必要です。

加えて、心の病気の予防法の普及・啓発や身近な人の心の危機に気づくための環境づくりが求められています。

また、本区は、銀座、日本橋、築地など、国内外から多くの観光客が訪れる日本を代表するにぎわいのまちであり、食文化の拠点でもあります。こうした区の特性を踏まえて生活衛生の向上や感染症対策に取り組み、医療機関との連携を強化し、区民の健康被害の発生予防や拡大防止を図る必要があります。

さらに、区民の命と健康を守るためには、必要な医療を、誰もが、いつでも、どこでも、適切に受けることができる体制が不可欠です。このため、かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師の普及・定着、在宅医療や緊急時の対応など、医療機関相互の連携のもと、区民が必要とする医療サービスが切れ目

なく提供できる医療環境の整備に向けた一層の取組が求められています。

(2) 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

本区では、子育て世帯が増加しており、乳幼児人口も平成30 (2018) 年には1万人を超えると推計されています。加えて、保育ニーズの高まりや子ども・子育て支援に関するニーズの多様化が見られます。このため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた支援策を受けられるように、保育や子育て環境の整備をはじめとしたさまざまな課題に適時・適切に対応していくことが求められています。

また、人口の増加に伴い、障害者福祉サービスの受給対象者は増加傾向にあります。このため、今まで以上に、障害特性を踏まえ、一人一人のニーズに応じたライフステージを通じた支援が可能となるよう、基盤整備と支援体制の充実に取り組む必要があります。

さらに、本区の平成28(2016)年1月1日の高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)は16.2%で、国の率より10ポイント以上低いものの、高齢者人口は年々増加し、これに伴い、要支援・要介護認定者数も増加しています。高齢者が住み慣れた地域において、元気で心豊かな生活を継続できる社会を実現するためには、早期に健康づくりに参加できる機会の提供や身近なところで継続して健康づくりに取り組める環境を整備していく必要があります。加えて、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっています。

一方で、従来、公的な福祉サービスは、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉など分野ごとに発展し、質・量ともに充実が図られてきました。しかし、地域に暮らす人々の生活課題が多様化・複雑化する中、分野をまたがる複合的な課題や制度の谷間にある課題が生じてきており、従来の公的な福祉サービスを充実・整備するだけでは対応しきれない状況も見られます。このため、区は地域の総合的なコーディネーターとしての役割を担い、区民が受け手、担い手となった住民相互の助け合いの推進や、福祉関係事業者・団体等と連携した地域福祉の充実に取り組んでいく必要があります。

(3) 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

すべての区民が心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、一人一人

が個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性や、多様な価値観を認め合う「共生社会」の実現に向けた積極的な取組が求められています。

また、子育て世代や高齢者、障害者などが、安全・安心かつ快適に暮らしていくためには、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりが必要です。道路や設備・施設のハード面のバリアフリー化と同時に、区民一人一人がさまざまな社会的障壁に苦しむ人々を思いやり、積極的な支援に自発的に取り組む「心のバリアフリー」の視点も欠かせません。

このような状況の中、平成28 (2016) 年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)」が施行され、今後、「共生社会」実現に向けた全国的な機運の一層の高まりが想定されます。

さらに、本区では、子育て世帯の増加が目覚ましく、共働き世帯も増えています。しかし、依然として性別による役割の固定化や偏重が家庭、地域、職場等で見受けられるなど、区民の意識改革や労働環境整備がいまだ十分とはいえない状況にあります。

こうしたことから、男女が、家事、育児、家族の介護等すべての家庭生活 において責任を分かち合うとともに、仕事、地域活動等すべての社会活動に おいて対等な立場で参画することが一層求められています。

一方、本区では、高齢者の増加に伴い、権利擁護を必要とする区民の増加が予想されます。このため、認知症高齢者や判断能力が十分ではない方の権利を守り、地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護の仕組みの充実と利用促進の取組が求められています。

また、人権や人命に関わる重大問題として、高齢者や障害者、子ども、配偶者等への虐待や暴力があります。このため、地域全体の虐待防止に関する意識を高め、早期発見・早期対応に努めるとともに、被害者一人一人に応じたきめ細かな支援が必要です。

加えて、近年の社会経済環境の変化に伴い、本区では生活保護受給者が増加しており、同時に稼働年齢層の方の割合が高くなる傾向があります。このため、従来の就労支援に加え、通常の支援では就労が困難な方に対しては多面的で柔軟な支援が必要です。同時に、生活保護に至る前の生活困窮者についても、個々の状況に応じた相談体制や支援策の充実が課題となっています。

2 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して

(1) 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

我が国は、地理や気象などの自然的条件から、地震や台風、洪水、火山噴火などの自然災害が発生しやすい国土であり、本区の防災対策は、その地域特性から大地震はもとより、風水害や大規模事故等の災害に対処できる態勢を確保することが重要です。

とりわけ、今後30年以内にマグニチュード7程度の大地震の発生する確率が70%と予測される首都直下地震への対応では、建物の耐震化推進等のほか、在宅避難への備えや防災拠点の円滑な運営体制の整備など、減災に向けた取組を強化・推進する必要があります。そのため、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、区民や事業所をはじめ地域との連携強化を推進し、「自助」「共助」の一層の強化を図るとともに、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上に取り組み、「災害に強いまち中央区」を実現することが求められています。

また、本区は事業所数約3万8千、従業者数約75万人が就業しており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に国内外から多くの来街者が見込まれ、災害時には30万人を超える帰宅困難者が想定されています。そのため、区民の安全確保を最優先することを主眼としつつ、観光客や輻そうする公共交通機関から生じる通過人口等にも配慮した帰宅困難者対策が課題となっています。

さらに、近年の異常な気象状況等により、全国各地で甚大な水害が発生しており、本区においても荒川水系の大規模氾濫による浸水等が想定されていることから、水害等における防災・減災に向けた対策の強化も課題となっています。

近年全国的に、凶悪事件や子ども・高齢者を狙った犯罪の報道が目立つ中、区内の刑法犯発生件数は、平成14(2002)年の5,381件をピークに13年連続で減少し、平成27(2015)年は2,616件と5割を下回っています。しかしながら、インターネット等を悪用した新たな手法による犯罪、悪質商法など、消費生活を巡るトラブルも発生しており、区民生活の安全を守るための防犯対策や消費者教育の推進が必要です。

また、区民がいつまでも安心して住み続けていくためには、高齢者人口の 増加を見据えた住宅・住環境の整備のほか、マンションの維持管理や地域の コミュニティ形成など、ハード・ソフト両面からの取組が重要です。

さらに、我が国を取り巻く国際情勢が変化する中、都心に位置する本区に おいては、大規模テロなど、高まりつつある新たな脅威にも的確に対応する ことが必要です。

(2) 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

近年、世界人口の増加や新興国の経済活動による森林減少などにより地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の保全など、世界規模での環境問題が深刻化しています。これらの環境問題は地球上の生物にとっての生存基盤を揺るがす深刻な課題であり、地球環境を保全し、清らかな水と空気を次の世代に引き継ぐことは、私たちに課せられた大きな責務です。

日本の文化・商業・情報の中心として活発な経済活動が行われている本区は、環境に大きな負荷をかけています。そのため、省資源・省エネルギーなどの低炭素社会の実現に向けた取組をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に予定される最先端技術の導入など、新たな試みに積極的に挑戦し、環境負荷の少ない持続可能な社会をつくっていくことが必要です。

公園・緑地は、人々の憩いや安らぎの場、子どもたちの遊びの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難場所などの防災機能も有するなど、健康で安全な生活を営む上で重要な機能を持っています。また、本区は河川や運河の面積が区全体の約18.3%を占めており、都内随一の水辺空間を誇っています。この豊かな水辺環境をいかし、人々が安全・安心・快適に散策できる水と緑のネットワークの充実を図るとともに、にぎわいの創出や魅力を高めることが求められています。

さらに、都心機能が集中し、緑が少ない本区では、区民・事業者と区との 緑のパートナーシップにより、緑の豊かさを実感できるよう緑化の促進を図 り、自然と調和した安らぎを感じることのできる都心居住環境の実現と、そ れを未来に引き継ぐまちづくりが重要です。

(3) 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

江戸幕府の開府後、慶長9 (1604) 年に日本橋を起点とする五街道制が敷かれ、これをきっかけに日本橋・京橋一帯は交通、通信、経済、文化、商業の中心として発展を遂げました。このように、道路や公共交通などの都市基盤は生活の充実や経済・社会活動の発展において、重要な役割を果たしています。

都心に位置する本区は、23区の中でも特に道路整備が進んでいます。また、これまでJRや地下鉄、都営バスおよびコミュニティバスの運行など、公共交通の利便性の向上を図ってきました。一方、今後も臨海部を中心に人口の増加が予測され、増加する交通需要への対応が課題となっており、BRTの導入や臨海部の地下鉄新規路線整備などの検討が進んでいます。さらに、商業・観光の観点からも、区内の回遊性を高める交通網の整備や誰もが利用しやすいバリアフリーの対応も重要です。さまざまな先進技術を推進し、すべての人が安全・安心かつ快適に利用できる強靭な都市機能の整備が求められています。

また、本区はその成り立ちや地域の営みを通じて育まれてきた個性豊かな まちが数多く存在しています。それは単に伝統を守るだけではなく、各時代 における先進技術をまちづくりに取り入れながら昇華させた地域文化とし て根づき、首都東京、ひいては日本を牽引してきた歴史があります。名橋日 本橋に象徴される江戸五街道の起点を有する「日本橋」、東京の表玄関であ る「八重洲」、日本一のショッピングストリート「銀座」、日本のウォール街 「兜町」、食文化の拠点「築地」などがその例です。これらの地域ではまち づくりビジョン等の策定や地元主体のデザイン協議会による景観協議が行 われ、まち全体で調和のとれた魅力的なまちづくりが進められています。一 方、人口増加や社会状況の変化により、将来の人口動向を見据えた公共施設 や医療施設、多様な商業施設の整備、観光客の急増に対する受入環境の充実 など、新たな課題が生じています。首都東京の中心に位置する本区は、人口 減少・超高齢社会を迎えた我が国の持続的な成長に資するまちづくりにとど まらず、創意工夫により新たな課題を克服し世界をリードする都市として地 域文化を受け継ぎながら、区民一人一人が豊かに暮らせるまちづくりが求め られています。

3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

(1) 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

本区は、江戸開府以来商いのまちとして、多くの来街者を呼び込む飲食・小売業のほか、繊維・衣類の卸売業、地場産業である印刷・製本業、広告・デザイン、ファッション、情報サービス業などの創造的産業、経済機能の中枢である金融・証券業など多彩な産業が高度に集積し、事業所数、従業者数のいずれにおいても23区の中でトップクラスを誇ります。面積としては約10km²と決して大きくはない区の中で旺盛な事業活動が日々展開されており、地域経済の発展のみならず、日本を代表する商工業の中心地として、国全体の経済を牽引する役割も担っています。

一方、近年の東京への人口集中、外国人観光客の飛躍的な増加や情報通信技術のさらなる進展、流通形態や消費者ニーズの多様化など、区の産業を取り巻く環境も急激に変化しています。こうした中、地域に根付いた商店街や地場産業の活性化を図りながら、区産業の核を成す中小企業の基盤強化、創業の積極的支援、観光関連事業の展開など、各種施策を多面的に推進することで、地域経済のさらなる活性化や新たなにぎわいの呼び起こしを図っていく必要があります。

また、働いている方への視点も大切です。本区では、従業者数100人未満の中小事業所が全体の96%を占めています。こうした事業者については、労働環境や福利厚生などの面では大企業と比べて厳しい状況にあることから、雇用の確保、勤労者の生活の安定に向けた取組を進めるとともに、勤労者の能力開発や余暇活動などへの支援も推進していく必要があります。

(2) 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

グローバル化の進展や地球環境問題の顕在化など教育を取り巻く環境が変化する中、学校教育においては、子どもたちが自己の未来を見据え、現実に正対しながら自己の能力を最大限に発揮できる「生きる力」を育むことが求められています。そのためには「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた教育の推進が重要であり、とりわけ、予想を超える困難に直面しても子どもたちが主体性を発揮し、協働しながら将来を創造できるよう、より質の高い教育を展開していかなければなりません。

良好な学習環境を確保していくことも重要な課題です。年間出生数が2,000人に迫る状況や、晴海地区における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の急速な人口増を見据え、学校施設の計画的な増改築や新たな整備が必要となります。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、他人への思いやり、社会的なルール、自己肯定感や自立心など、子どもの基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。しかし、現在、核家族化やライフスタイルの変化等に伴い子どもを取り巻く家庭環境は大きく変化しています。こうした中、子どもを育てる「親力」を高める支援とともに、保護者が子育てに不安を抱え、孤立することのないよう、地域全体で家庭教育を支援していくことが大切です。

また、こうした社会環境の変化は、子どもの成長・発達に必要な他者や地域との関係性の希薄化や経験、体験の不足をもたらしており、文化やレクリエーションなどのさまざまな地域活動を促進し、体験活動への参加機会を増やすことが重要です。

生涯学習については、自己実現や生きがいづくりに加え、一人一人が豊かな人生を送るため、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果をボランティアなどの地域活動にいかすことができる環境づくりが求められています。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて 気運が高まっているスポーツにおいても、いきいきとした暮らしの基盤とな る健やかな体を育むとともに、世代を超えた触れ合いのきっかけになるもの であることを踏まえ、誰もがスポーツに親しめる機会を積極的に創出してい く必要があります。

(3) 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

本区では、下町ならではの人情や連帯感により温かな地域コミュニティが 形成されてきました。また、歴史と伝統の積み重ねとさまざまな人々の活発 な交流が地域に根ざした文化を育み、時に時代の最先端を行く文化を生み出 してきました。

近年の若い世代における共働き世帯の増加、就業形態や価値観の多様化などから、地域活動への関わり方や担い手不足など新たな課題も生じています

が、安全・安心で豊かな生活を営むためにも、まちの課題を自ら解決することができる地域の力は重要です。

新たな人と人とのつながりが生み出す地域の力を、これからの本区の発展へと導く原動力にして、新しく住まわれた人も本区に愛着を持ち、育まれてきた文化を大切にしつつ、多様な主体との協働により地域とともに歩む都心コミュニティを構築していかなければなりません。

また、これからの国際化の進展を踏まえ、言葉や習慣の違いを超えて人々が互いに尊重し合いながら交流する開かれた地域社会を目指していくことも重要です。

文化を享受し、安心して日々の生活を送る上で基礎となっているのは「平和」です。戦争の惨禍を再び繰り返さないためにも、次の時代に戦争の悲惨さや平和の尊さを語り継ぐことは大変重要なことです。これからも区のあらゆる施策を通して平和の理念を反映させていく必要があります。

第4章 基本計画に盛り込むべき施策の方向

1 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して

(1) すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

- ①ライフステージに応じた健康づくり
 - (ア)母と子の健康の確保・増進

出生数が増加する一方、核家族化により、妊娠・出産・育児にあたり、 家族などから身近な支援を得ることが難しい家庭も増えることが想定されます。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化がさらに進み、妊娠・出産・育児に関するニーズはますます高度化すると考えられます。

そのため、出産・育児を行うすべての保護者が孤立感や不安感を感じることなく、心身ともに健康に子育てできる環境を整えることが重要です。また、困り事があったときには、身近な場所で相談ができ、支援を必要とする家庭が適切なサポートを受けることができる環境づくりが求められます。

(イ) 若年期からの生涯を通じた健康づくり

区民の健康寿命延伸を図る上で、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活 習慣病やストレス等に起因する心の病気への取組は引き続き重要となり ます。

生活習慣病の発症・進行には、食生活、運動、喫煙、口腔ケア等の習慣や生活環境が大きく影響することから、若年から高齢までの幅広い年齢層の区民がそれぞれのライフスタイルに応じて手軽に健康づくりに取り組め、長期に続けられるような支援方法の構築や、受動喫煙防止対策を進めるなどの環境づくりが求められます。

また、多くの人が心の不調や自殺予防についての正しい知識を持ち、 必要な時に早期に相談や治療につなげることが必要です。

(ウ)ライフステージに応じた食育の推進

社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、今後も食を取り巻く環境は変化を続けることが予想されます。そのような変化の中でも、食べることは健康で幸福な生活を送るための基本的な営みです。

そのため、区民一人一人が食べることを大切に捉え、正しい知識や食を選ぶ力を身に付け実践するための支援が必要です。

さらに、望ましい食生活を次世代に伝えていくため、家庭や地域、学校・保育所等との連携を強化し、子どもから高齢者に至るまで生涯を通じた食育の推進が求められます。

②健康危機管理対策の推進

(ア)感染症対策

今後も、感染性胃腸炎や季節性インフルエンザ等一般的な感染症だけでなく、新型インフルエンザや結核等新興・再興感染症やデング熱等亜熱帯の感染症が流行する懸念があります。

また、観光やビジネスの拠点である本区では、国内外からさらに多く の旅行者が訪れることが予想され、感染症対策の重要性はさらに増して いくと考えられます。

そのため、予防方法の普及・啓発や、平常時からの情報共有、患者発生時の調査、検査および保健指導などの確実な対応が必要です。さらに、国や東京都、関係機関と連携しながら旅行者が多い本区の特性を踏まえた体制の充実・整備を推進することが求められます。

(イ)生活衛生の向上

本区には数多くの飲食店などの食品関連事業所や理・美容所、興行場などの環境関連施設、また、診療所や薬局等医療提供施設があります。

そのため、それぞれの施設の特性を踏まえた衛生管理を行うことは、 区民や多くの来街者が安全・安心かつ快適に施設を利用する上で欠かせ ません。

そこで、それぞれの事業者が適切に衛生管理を行えるよう、区民の食生活の安全を守り、また健康被害を未然に防止するために、区と各事業者団体などとの連携を強化し、衛生的で快適な生活環境を確保していく必要があります。

(ウ)安全・安心な医療の確保

生涯を通じて、病気と共存しながら自分らしい生活の維持・向上を図るための医療の必要性は高まっていくものと予想されます。

そのため、区民が住み慣れた地域で多様化する医療ニーズに応じて適

切な医療を選択できるよう、区民に対して正確な医療情報を提供する必要があります。

また、診療所、薬局などと連携を図り、区民が安全に安心して医療を 受けることができる体制づくりが重要です。

(2) 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

①子どもが健やかに育つ地域づくり

(ア)子どもの健やかな育ちの支援

子どもは、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における子ども同士の関わりや遊びから得られる豊かな感性、探究心、思考力など基本的な生きる力の獲得、学齢期における心身の健全な発達を通じて成長していきます。

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、 すべての教育・保育施設において教員・保育士等の資質向上、交流・連 携を推進していくことが求められています。特に、幼児期においては、 多様化する保護者のニーズを受け止めながら、教育・保育の一体的提供 を進め、就学前教育の充実と義務教育に至る学びの連続性を確保してい くことが必要です。

また、子どもの発達の面から見ると、「育ちに支援を必要とする子ども」については、福祉・保健・医療・教育等の関係機関が相互に連携し、早期発見・早期支援につなげるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と見守りを行うことが必要です。

子どもが心身ともに大きく成長する学齢期には、子どもの社会性を育むために、地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供していくことが求められています。そのため、子どもが安心して自由に遊べる場を確保していくとともに、友達やさまざまな人と触れ合いながら成長できるような環境の充実に取り組んでいくことが必要です。

(イ)子育て支援

今後も共働きをしながら子育てをしていく家庭は増加し、乳幼児人口の増加や保育ニーズ率の上昇も続くことが想定されます。

そのため、引き続き、保育所等保育施設の整備や安心して働き続けら

れるよう子育て支援サービスの充実が求められます。

そこで、保育を必要とするすべての子どもが保育施設を利用できるような環境を整備していくとともに、在宅で保育をされている方も含め、すべての子育てをする家庭に向けて、きめ細かな子育て支援サービスを充実させていくことが重要です。

さらに、子育てに関する多様な相談に応えられるよう、相談員の専門 性を高めるなど相談体制の充実を図っていくことが必要です。

(ウ)地域の中での子育て力の強化

マンション等に居住する核家族が標準的な世帯構成となり、育児の孤立化により不安感を抱く子育て家庭が今後さらに増加することが想定されます。

そのため、保護者が地域の中で保護者同士や地域の人々とつながりを 持つことが求められます。

そこで、子育て家庭が子育てに関して困り事があったときには、いつでも身近な地域で相談ができるよう、地域ぐるみで支援できる環境づくりが必要です。

②障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

(ア)個のニーズに基づくサービスの提供

今後とも障害者の増加が見込まれ、障害の種別や個々の状況により、 それぞれが必要とする支援内容が多様化していくことが想定されます。

そのため、障害者がそれぞれの個性や能力をいかしながら、一人一人 のニーズとライフスタイルに応じたサービスが受けられる体制をつくっ ていくことが不可欠です。

そこで、障害者福祉関係機関が相互に連携しながらネットワークを築き、地域の相談支援機能を強化し、障害者一人一人のニーズに基づいたサービスを提供していくことが必要です。

(イ)地域生活を支える環境づくり

「育ちに支援を必要とする子ども」が増加する一方、保護者や介護者 の高齢化も進み、「親亡き後」の支援を必要とする障害者も増えることが 想定されます。

そのため、障害者が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができ

るよう、関係機関の連携によるライフステージに応じた切れ目のない一 貫した支援を行い、障害者の社会的自立と社会参加を一層促進すること が求められます。

そこで、居住の場の拡充や日中活動支援の強化、施設から地域への移行支援、働く機会と場の拡大、さらに就労継続や職場定着など、障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めることが必要です。

③高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

(ア)社会参加と生きがいづくり

「人生90年時代」を迎えつつある中、元気な高齢者が増える一方で、 生きがいや役割などを持てず、社会との関わりが希薄となる高齢者も増加することが想定されます。

そのため、ボランティアや地域活動への参加を促進するほか、一度退職した後に起業したり、NPOを立ち上げるなど、より積極的に社会の第一線でいきいきと活躍できる地域づくりが求められます。

そこで、高齢者がこれまで培ってきた能力や経験をいかせるよう、さまざまな社会参加の場や機会を提供するとともに、高齢者の主体的な活動を促す環境づくりを進めていくことが必要です。

(イ)健康づくり(介護予防)の推進

平成37 (2025) 年には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療の需要が増加すると見込まれます。

そのため、一人一人が健康状態に応じて、早いうちから継続して健康 づくり(介護予防)に取り組めるよう、支援していくことが求められま す。

そこで、区内の運動できる施設や地域の活動団体だけでなく、民間による健康づくりサービスを含め、自らの意思で選択して活用できる体制づくりを進めるとともに、身近な場所で運動できる機会を増やすため、区民が主体的に行う健康づくりの輪を広げていくことが重要です。

(ウ)住み慣れた地域で生活を継続できるサービスの提供

高齢者人口の増加に伴い、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者が増えていく中で、その生活を支えていくために必要な介護・医療・住まい・生活支援などの社会資源や支え手となる専門職は不足することが想定さ

れます。

そのため、要介護状態になっても残された能力を最大限活用し、介護保険サービスや医療等の適切な支援を受けながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域包括ケアシステムが定着し、機能していることが求められます。

そこで、介護と医療の連携や地域の社会資源の発掘・活用を推進する ほか、高齢者自らが支え手として活動できる環境づくりを行うことで、 多様な担い手による生活支援や高齢者が安心して生活できる住まいなど、 本区の特性や高齢者のニーズに応じたきめ細かいサービスが提供できる 体制をつくっていくことが重要です。

(エ)互いに支え合う仕組みづくり

核家族化の進展やマンション居住の増加に伴い、高齢者世帯における 一人暮らし世帯の割合は、今後も高くなることが想定されます。

そのため、高齢者が、地域で孤立することなく、支え合いや日常的な 見守り活動が行われ、住み慣れた地域で活動の場や必要な支援・サービ スを得ながら安心して暮らすことができるほか、災害時においても適切 な対応が行われることが求められます。

そこで、行政や地域住民による見守り活動に加えて、民間事業者など さまざまな主体が重層的に関わることで、一人暮らし高齢者などの孤立 防止と高齢者が支え合う地域づくりを推進するほか、災害時における安 否確認や避難誘導等の支援体制を強化していくことが必要です。

(3) 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

①多様性を認め合う社会の構築

(ア)共生社会の推進

年齢、性別、国籍、障害の有無、多様な価値観など、地域社会はますます多様化・複雑化していくことが想定されます。

そのため、さまざまな違いを超えて、相互に理解し合い、支え合う地域社会の実現に向けて、区民や民間事業者等に対し、共生意識の一層の普及・啓発を図ることが求められています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が契機

となって、ユニバーサルデザインのまちづくりへの機運が高まるものと 予想されます。

そのため、区は、区有施設については、率先してより高水準での整備を計画的に進めるとともに、民間建築物については、民間の主体的な取組が可能となるような環境づくりを積極的に進めていく必要があります。

さらに、福祉教育やボランティア体験、各種イベント等のさまざまな 場面を通じて、子育て世代や高齢者、障害者等への理解を深め、地域全 体に思いやりのある福祉の心を醸成していく「心のバリアフリー」への 取組も重要です。

また、「障害者差別解消法」の理念も踏まえ、区は、地域において障害者差別解消に率先して取り組む主体として、障害者が不自由なく行政サービスを利用し、区政に参画できるよう、行き届いた合理的配慮が提供できる体制づくりを継続的に進めていく必要があります。

加えて、本区では、人口増に伴い動物を飼養する区民が今後も増えていくと想定されます。そのため、飼い主をはじめ広く区民に動物の愛護と適正な飼養について普及・啓発を行い、すべての人に関心と理解を深めていくことが重要です。

(イ)性別を問わずすべての区民が活躍できる共同参画社会の構築

区が活力を維持し続け、成長していくためには、地域社会をはじめと したあらゆる場面で性別を問わずすべての区民が活躍し、能力を存分に 発揮することにより、自己実現を図ることができる社会の構築が不可欠 です。

そのため、子どもたちが自らの多様な可能性を伸ばすことができる環境を整えるとともに、男女平等を阻む暴力防止を啓発することが重要です。

また、性別による役割分担の固定化や偏重をなくすための意識啓発を さらに徹底するとともに、仕事と生活を両立できるようにするため、ワ ーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことが求められています。

さらに、性別を問わずより多くの区民が、区の政策・方針決定過程や 地域活動への参画など身近な場で活躍できる機会を一層拡大していくこ とが大切です。

②すべての人の尊厳が守られる社会の推進

(ア)権利擁護・虐待防止

今後、認知症高齢者の増加に加え、知的障害者や精神障害者の地域移行の進展に伴い、成年後見事業をはじめとする権利擁護に対するニーズは一層高まるものと予想されます。

そのため、権利擁護の制度や仕組みについて気軽に相談でき、不安なく利用できるよう、社会福祉協議会と連携して、相談窓口を拡充するとともに、市民後見人のさらなる養成に取り組むなど体制の充実を図る必要があります。

また、育児や介護の孤立化などによる子どもや高齢者、障害者への虐待は、誰の身近にも起こりうる問題として、その防止に向けた取組の重要性がさらに増してくるものと想定されます。

そのため、区は、民生・児童委員、警察等の関係機関、NPOなどによる地域の社会資源相互のネットワークの強化を図るとともに、その中心となって虐待根絶に取り組む必要があります。

(イ)生活困窮者の自立支援

生活困窮者の多くは、「失業」をはじめ、「疾病」や「多重債務」など複合的な課題を抱えており、社会経済環境の変化に伴ってその要因はさらに多様化していくと想定されます。

そのため、生活困窮者からの相談にきめ細かに対応し、その状況に応じた適切な支援が提供できるよう、相談支援体制の一層の充実が必要です。

さらに、民生・児童委員をはじめとした地域のネットワーク機能を高めて、生活困窮者を早期に相談窓口につなげ、地域の社会資源との協働により社会的自立に向けた幅広い支援を展開していくことが重要です。

2 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して

(1) 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

①地域ぐるみの防災力・防犯力の向上

(ア)地域防災体制の充実・強化

首都直下地震をはじめ風水害や大規模事故等の災害発生時に、区民が 互いに協力し合い迅速かつ円滑に対応するためには、日頃から区民一人 一人が防災・危機管理意識を持つことが重要です。また、家庭における 日々の備えや避難所となる防災拠点におけるより実践的な運営力の強化 など、「自助」「共助」の取組を積極的に支援していく必要があります。 さらに、防災関係機関・医療機関・事業者との連携を強化するとともに、 情報収集・伝達手段の多様化など総合的な防災力の向上が必要です。

(イ)地域特性に応じた防災対策の推進

高層住宅での災害対応力を強化するため、まちづくり基本条例等に基づき開発事業における防災対策を促進するとともに、個々のマンションの防災対策やマンション居住者と地域住民との協力・連携が図れる体制の確立に向けて、地域コミュニティの形成を支援していく必要があります。

また、災害時には、在勤者や外国人を含む観光客、公共交通からの避難者など多数の帰宅困難者の発生が予測されることから、このような事態に適切に対応できるよう、東京都、民間事業者等との連携・協力体制を強化していく必要があります。

(ウ)犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進

犯罪抑止のためには、「犯罪者に犯罪の機会を与えない」「犯罪者が寄り付かないまちづくり」が大切であり、区民が安心して生活できるよう、 地域力をいかし、犯罪に強いまちづくりを進めることが重要です。

また、大規模テロなどの新たな脅威に対しては、継続的にリスク情報の収集と発信を行い、行政・事業者・地域が連携して危険性の軽減に努めるとともに、緊急時には警察、消防等の活動状況を踏まえ、迅速かつ的確な初動措置を確保するなど、危機管理体制を強化する必要があります。

(エ)消費生活の安定・向上を目指した情報発信の推進

電子商取引の普及や一人暮らし高齢者の増加等に伴い、インターネットを悪用した不当請求の増加、詐欺商法の手口の巧妙化、悪質化等が懸念されています。

このような状況のもと、消費者トラブルを未然に防ぐためには、消費生活を巡る正しい知識の普及・啓発を推進することが重要です。また、複雑化、多様化する消費者問題に適切に対応するため、関係団体と連携を取りながら、消費者トラブル等に関する情報の収集・発信に努めるとともに、相談体制の充実を図る必要があります。

②安心して住み続けられる住宅・住環境づくり

(ア)建築物の耐震化の推進

大地震に対して建物の倒壊が起こらないよう、建築物などの耐震化を 積極的に推進していくことや、災害時における救援・支援、物資輸送活 動等の緊急輸送を円滑に行うための広域幹線道路のネットワーク形成が 求められています。特に、特定緊急輸送道路沿道建築物については、す べての建物の耐震化を完了することはもとより、外壁の落下や窓ガラス の飛散防止等にも配慮することが重要です。

さらに、超高層マンションをはじめとする高層建築物については、建 物の耐震化を進めるとともに、エレベーターや建築設備の耐震化、長周 期地震動対策等を検討していくことが必要です。

(イ) 高齢者等に対応した住宅・住環境の整備

区民の多様なニーズやライフスタイルに合った住宅や良好な住環境を確保することは、区民生活を支える上で重要な課題です。そのためには、現在ある区民住宅を良質なストックとして活用することが有効であることから、住宅の長寿命化を図るとともに、老朽化の進んだ住宅については、建て替え更新を図るなど適切な維持管理が必要です。特に、今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、高齢者が求める安全で暮らしやすい住宅を確保するため、民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅などの供給を積極的に支援する必要があります。

(ウ)マンション支援

分譲マンションでは、建築後の年数の経過に伴い居住者も高齢化する傾向であることから、管理組合の運営や建物の維持管理を適切に行うための総合的なマンション支援が必要です。特に、超高層マンションは、建て替えが容易でないため、長寿命化を目的とした新たな取組を進めることが重要です。また、既存マンションの老朽化により増加することが懸念される空き室について有効な活用方策を検討することが必要です。併せて、マンションの居住者間の交流不足が建物の適切な維持管理や管理組合の円滑な運営の妨げとなっていることから、マンション内および近隣住民との良好なコミュニティの形成を支援する必要があります。

(2) 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

①水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり

(ア)水とみどりのネットワークの形成

まちの骨格となる街路の緑や公園、河川や運河等の水辺を整備し、つなぐことにより、水や緑の連続した空間などからなる環境軸を区内全域に張り巡らせるとともに、それらを基盤とした都心にふさわしい風格あるまちの形成やヒートアイランド現象の緩和を図ることが重要です。

さらに、区内全域に新緑・紅葉が美しい樹木を整備し、良好な景観形成を図るとともに、花や実のなる木を植栽することにより、昆虫や野鳥などの生き物が生息する自然環境を創出し、潤いと安らぎを感じられる水と緑のネットワーク環境を形成していくことが必要です。

(イ)公園等の整備・充実

子どもから高齢者まで幅広い年代による公園等の利用者が増加しています。そのため、小規模な公園等が多い本区では、複数の公園等で機能を分担・特化させることで、多様なニーズへの対応を実現し、効果的に公園等の魅力向上を図ることが重要です。

また、まとまった土地の確保が困難である本区においては、新たな公園等の整備拡充は難しい状況であることから、大規模開発や公共用地の活用などさまざまな機会を捉え、さらに整備していく必要があります。

(ウ)安全・快適な水辺環境の整備・充実

河川や運河に囲まれた本区においては、魅力的な水辺空間の創出が期待されています。

この水辺空間を区民の憩いの場として活用するために、水質改善に向けた取組や都心にいながら自然や潤いを感じられるような親水性のある水辺環境を東京都、開発事業者などと連携して整備することにより、人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間の創出をさらに促進する必要があります。

(エ)緑化の促進

緑が少ない本区においては、公共施設の屋上や壁面などの緑化整備を さらに推進するとともに、民間施設の緑化への取組も支援していくこと が必要です。

また、道路や公園内の花壇の維持管理や清掃など、区民や事業者等によるボランティア活動を推進していく必要があります。さらに、地域住民による公園の自主管理や地域との協働により街路や民有地などの緑化に取り組む「まちなか緑化」を促進し、区民・事業者・地域と区とのパートナーシップの構築により「緑の輪づくり」を拡充していくことが重要です。

②地球にやさしく美しいまちづくり

(ア)地球にやさしいまちづくりの推進

緊急の課題である地球温暖化を防止するため、環境に配慮した低炭素 社会の実現を目指し、再生可能エネルギーや未利用エネルギー、さらに は水素エネルギーを積極的に活用していく必要があります。

また、二酸化炭素吸収源である森林の保全活動支援を推進するとともに、森林を守ることについて、区民および事業者への普及・啓発を図ることが重要です。

(イ)快適で美しいまちづくりの推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、多くの来 街者が本区を訪れることが見込まれています。そのような中、世界に誇 る美しいまちを実現するため、地域の人々の環境美化意識の高揚を図り、 美しいまちづくりに向けた取組を促進するとともに、来街者に対しても、 まちの美化に協力を求めていくことが重要です。

③循環型社会づくりの推進

(ア)環境に対する意識啓発と発生抑制の促進

さらなる都市機能の集積や人口増加が見込まれている本区においては、 積極的な環境負荷低減に向けて取り組む責務があることから、「地球への 思いやりを未来に紡ぐまち」を目指し、環境に対する意識啓発と発生抑 制(Reduce)・再使用(Reuse)・再生利用(Recycle) を促進するため、3R運動の拡充と資源分別の徹底を図り、区民一人一 人が発信者となって、世界の範となる環境負荷低減意識の高いまちを実 現することが重要です。

(イ)清掃・リサイクル事業の推進

「人の環で築く清潔で快適なまち」を目指し、区と区民・事業所が一体となって廃棄物の適正な排出や地域特性に配慮した収集を行うとともに、生活に密着した清掃事業を進めていくことが重要です。

また、ごみの減量・資源化を図るため、リサイクル活動団体による資源の集団回収の推進やリサイクルハウスかざぐるまの利用促進を図るとともに、資源回収品目や回収手段を拡大するなど、多様な手法により資源循環を推進していく必要があります。

(3) 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

①都心にふさわしい基盤整備

(ア)まちなみに調和した風格のあるみちづくり

まちづくりの基盤となる道路については、単なる交通空間としての整備ではなく、歴史や文化、環境など、その地域の強みや特徴をいかした整備が求められています。そのため、安全性の確保はもちろんのこと、景観やバリアフリー、アメニティ(快適性)に配慮した道路整備や、遮熱性舗装・低騒音舗装などの環境にやさしい舗装技術を用いた道路整備を行っていく必要があります。また、地域のまちづくりと連携しながら、沿道と一体となった道路整備を行うことにより、まち全体の魅力を高めていくことも重要です。さらに、老朽化が進む橋りょうについては、歴

史的景観や価値を遺しながら長寿命化を図っていくことが必要です。

(イ)快適な歩行環境の拡充

良好な都市景観の向上や都市防災機能の強化に向け、無電柱化を推進するとともに、歩道の新設・拡幅を進めるほか、まちづくりの機会を捉え、地域特性を踏まえた快適な歩行空間を確保していく必要があります。また、歩道の段差や勾配の改善などバリアフリー化をより一層推進し、街路樹や休息スペースなどを整備することで、障害者や高齢者などすべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の拡充を図っていくことが重要です。

(ウ)交通環境の改善

自動車交通については、渋滞の解消を図るため、観光バスの乗降所や 駐車スペースを確保することが重要です。

利用が増加している自転車については、安全で快適な利用を促進する ため、走行空間の確保を図るとともに、自転車利用のルールの周知、マナーの向上を図ることが重要です。

また、自動車から自転車への転換、放置自転車の解消、区内回遊性の向上を図るため、コミュニティサイクルのさらなる拡充が必要です。

(エ)公共交通の整備促進

月島・晴海地区は、人口増加に起因して交通需要が急増しています。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後においても、さらに 交通需要が増加すると見込まれることから、交通ネットワークの向上お よび鉄道不便地域の解消のため、都心部と月島・晴海地区を結ぶBRT (バス高速輸送システム)の導入、都心部から臨海部への地下鉄新線の 整備が必要です。

また、本区は運河や河川に囲まれ都内随一の水辺空間を有していることから、これらの水辺を活用することが求められています。そこで、水上交通ネットワークの構築を行うとともに、陸上交通などとの連携により回遊性を高めていく必要があります。

②地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

(ア)地域の個性をいかした良好なまちづくり

本区の地域の個性は、育まれてきた固有の文化に先進技術を取り入れ

ながら発展させてきた土壌の上に、ファッション・食・金融・製薬等の産業機能、まちを彩り歴史を語る重要文化財等の建物景観、祭り等を通じたコミュニティ、日本橋川や隅田川等水辺の風景などが折り重なり形成されています。こうした地域の個性を磨き連携させることで中央区全体の魅力の向上につなげていくことが必要です。

こうしたことから、まちづくりに際しては、地域の実情を踏まえて国際的な業務拠点・観光拠点、その拠点を支援する調和のとれた複合市街地、水辺などの自然環境をいかすとともに、川からの景観にも配慮した良質な都心生活地を目指し、個性を丁寧に分析し、単に保存するだけではなく、培ってきた地域の個性と未来を融合させ、新たな価値を創造する取組が重要です。

(イ)世界に発信する魅力的なまちづくり

江戸時代には、江戸城下の職人町として今でもその名が残る木挽町や鍛冶橋通りなど個性豊かなまちが形成されるとともに、五街道の起点や河岸が整備され、全国から人や物資が集まり、日々の生活を通じて新たな価値を創造し、流行を全国に発信してきました。明治以降には、デパートや洋風ホテルなど海外からの文化を取り入れ文明開化のうねりを創出してきました。

こうした有形・無形の歴史的遺産を活用しながらまちづくりを行うことにより、魅力的な都市機能と景観形成を図り、国際都市東京の中心に ふさわしい風格あるまちにしていくことが重要です。

特に、新しい文化や都市機能を取り入れながら、商業のまちとして美しいまちなみを形成する銀座の魅力を一層高めるとともに、名橋「日本橋」周辺では、日本橋川の景観整備を再開発と併せて行い、歴史の継承と新たなにぎわいを生み出すまちを目指します。また、市場の移転を予定している築地においては、立地特性を踏まえて交通結節機能とともに、世界に誇る日本の食文化の発信拠点として整備していくことが重要です。さらに晴海では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会時に採用する交通や環境などをレガシーとして生活の中に浸透させて新しいライフスタイルを世界に発信する魅力的なまちとすることが重要です。

3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

- (1) 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち
 - ①特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成

(ア)都心商業の推進

本区には、飲食・小売業や繊維・衣類などの卸売業、広告・デザイン、ファッション、情報サービス業などの多彩な産業が集積しています。また、経済波及効果の大きい観光産業も、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、今後の地域経済活性化の柱となることが期待できます。これらの産業が互いに刺激を受けつつ、時代や環境の変化に対応しながら発展を続けていくことが重要です。

飲食・小売業については、高い品性や個性ある老舗など都心商業地としての特性をいかしつつ、顧客満足度の高いサービス提供に努めるなど、まちや店舗の魅力に磨きをかけ、本区の生命線である「にぎわい」を創出していく必要があります。

繊維・衣類の卸売業に関しては、日本橋問屋街をはじめとしてインターネットを活用した営業活動や中国等からのインバウンド需要の取り込みなど、流通形態の変化等を踏まえた取組が進められており、このような取組に対し積極的に支援していくとともに、同時にまちとしての新たな魅力を創造していくことが大切です。

そして、築地地区については、新たに整備した「築地魚河岸」と食品・食材道具など全般を取り扱う場外市場が有機的に連携し、「築地ブランド」を守りながら、食のまちとしての活気とにぎわいを継承していく必要があります。

(イ)地域商店街の活性化

地域の独自性をいかしてにぎわいを見せている商店街がある一方で、 スーパーマーケット・コンビニエンスストアの台頭や経営者の高齢化・ 後継者不足などにより活力が失われつつある商店街もあります。

地域商店街は、暮らしの中の日常的な買い物の場としての役割に加え、 観光面を強化したにぎわいの創出や地域コミュニティの場としての役割 なども担っていることから、活性化に向けた取組は大変重要です。

本区に「住む人」「働く人」「訪れる人」など、さまざまな人に商店街

を利用していただけるよう、地域の歴史・文化、顧客、立地といった特性をいかした「地域ブランド」を確立し、各個店や商店街全体の魅力創出と向上の取組を推進することが重要です。そして、複数の商店街や地域団体等と連携し、商店街がそれぞれの魅力をつなぎ合わせ広がりを持つことで、商店街の回遊性を高める取組を進める必要があります。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として増加が見込まれる観光客が、時代の最先端と下町情緒豊かで洗練された文化が調和する都心中央区ならではの「おもてなし」を堪能できるよう、誰もが安心して快適に買い物や飲食が楽しめる環境を整えていく必要があります。

②時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり

(ア)企業活動の活性化と経営の支援

区内の中小企業事業者にとっては、交通利便性やオフィスの集積といった都心区ならではの優位性がある一方で、地価や賃料の高さなど、条件的に厳しい側面もあります。そのため、本区の商工業を支える中小事業者が活発な事業活動を展開できるよう、きめ細かい経営支援を行っていく必要があります。

特に、本区の地場産業である印刷・製本業については、旺盛な業務活動を支える機能を持つ広告・デザイン、ファッション、情報サービス業などの創造的産業と融合を図りながら、企画力や製品の質の向上に努めるなど、付加価値を高めていくことが求められています。

また、地域産業の活性化には、経営基盤の安定した足腰の強い中小企業の育成に加え、女性や若者などの起業・創業を促進するなど、常に新しいアイデアや活力を求めていく必要があります。

(イ)雇用・就労・勤労者福祉の充実

区内中小企業の人材確保と区民の安定した就労の実現に向けては、ハローワークや東京都等の関係機関と密接に連携し、雇用情勢に応じてさまざまな機会を提供していく必要があります。

また、勤労者の生活の安定と福利厚生の向上を図るため、公益財団法 人中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」の事業を充実するとともに、 働く人自らの仲間づくりや趣味、能力開発などへの積極的な取組を促す ため、生涯学習分野とも連携し、勤労者向け講座の充実などを進めていくことも重要です。

③まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進

(ア)都市観光によるにぎわいの創出

風格・洗練・活気・情緒など、さまざまなまちの個性が凝縮した「都市観光」を一層推進し、新たなにぎわいを創出するためには、ショッピングや食文化に加え、本区の強みである歴史と文化に根ざした魅力あふれる観光資源や隅田川を中心とした潤いのある水辺を有する立地環境を最大限に活用していくことが重要です。

そのためには、江戸時代から近代にかけて今の日本を築いてきた歴史的所産を保護・育成するとともに、それらを快適に巡り楽しむために、船や自動車、自転車などの乗り物と、人の動きが融合した移動しやすいまちをつくっていくなど、来街者も住んでいる人も本区の魅力を存分に享受できる環境づくりを進めていくことが大切です。

また、観光客がゆったりとくつろげるように、中央通りの歩行者天国の日本橋方面への延伸や外国の方も訪れたくなる特色のある集客の核づくりなど、大規模な再開発等さまざまな機会を捉えて、さらなるにぎわいづくりに取り組んでいくことも必要です。

(イ)来街者受入環境の充実

今後、外国人観光客のさらなる増加が見込まれることから、インバウンドなどの地域経済の活性化とともに、相互理解の不足によるトラブルを防止するためにも、外国人の受入環境を整備していくことがますます重要です。

来街者に効果的に情報を提供するため、中央区観光情報センターは、 地域の観光案内施設と連携し、常にまちの変化や来街者のニーズを的確 に把握するとともに、情報の更新を行い、提案力の向上に努めなければ なりません。

情報の発信にあたっては、国内はもとより海外にいる人もターゲットとすることが重要です。そのためには、地域に埋もれている魅力を、観光客自らが拡散していく仕組みづくりが必要です。

また、特に外国の方が多く訪れる銀座、日本橋、築地を結ぶ中央通り

や晴海通りにおいては、通信環境や観光案内サインなどの基盤的な受入 環境を重点的に整備し、集客と他地域への回遊の促進を図ることも重要 です。

そして、区は、一般社団法人中央区観光協会や東京都、大学などとの 連携を図りながら外国人向け観光ボランティアを育成する仕組みづくり を行う必要があります。

(2) 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

①子どもたちの可能性が開花する教育の推進

(ア)質の高い教育の展開

価値観の多様化や急速な情報化、技術の革新は、社会のあり方に大きな変化をもたらしており、今後も加速度的に生活へ影響していくことが想定されます。

このような激しく変化する時代を乗り越えていくためには、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを表現することや他者と協働しながら新たな創造に挑み、未来を切り拓いていくことが求められています。

これからの学校教育においては、子どもたちに引き続き基礎的・基本的な知識・技能を着実に身に付けさせるとともに、主体的に課題を発見し解決する力を育むことが重要です。さらには、現実社会において他者と協働して課題を解決するために必要となる、相手に説明するための論理的思考力やコミュニケーション能力、英語を中心とした外国語による発信力、ICT活用も含めた情報活用能力の向上を、発達段階に応じて図ることが必要です。

また、グローバル化や共生社会が進む中であらゆる人々と共存していくために、日本や他国の伝統・文化・技術の理解や人間の多様性の尊重など、他者に共感できる感性や思いやりのある豊かな人間性を育成していく必要があります。

(イ)魅力のある学校づくり

児童・生徒を取り巻く社会環境が急激に変化する中、子どもや保護者、 地域からの学校に対する期待はますます高まるものと想定されます。

学校がこうした期待に応え、信頼される場であり続けるためには、複

雑・多様化する諸課題に対し、教員の資質・能力の向上を図り、組織力をいかして、迅速かつ的確に解決できるよう「学校力」を強化していく必要があります。

また、今後の児童・生徒数増の動向を踏まえつつ、子どもの個性をいかす教育ニーズにも応えていけるよう、良質な教育環境の整備を図っていく必要があります。さらに、学校は子どもたちが放課後等も安心して過ごせる居場所であるとともに、地域やあらゆる世代のコミュニティの核となることが求められます。

②希望に満ち、次代を担う子どもの育成

(ア)家庭の教育力の向上

子どもを取り巻く環境は大きく変化していますが、今後も子どもの健全な発達にとって家庭が大きな役割を担うことは変わりません。女性の社会進出が期待され共働き家庭が増加していく中、引き続き子育て家庭の孤立化を防止することは重要な課題です。

家庭の教育力を向上させるためには、行政や地域が一体となって子育 ての経験を伝えていくなど保護者が子どもを育てていく力である「親力」 を高めるとともに、育児不安や負担を軽減させることが必要です。その ため、さまざまな機会を捉えて家庭教育の学習機会を充実させるととも に、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、地域全体で家庭教育を支援 していく体制を整備していくことが重要です。

(イ) 健全育成活動の推進

子どもたちは、他者や地域との交流を通じて他人への思いやりや社会的なルールを学んでいきます。そのため、青少年がさまざまな人々と交流し、豊かな経験を得られるよう、体験活動の場の充実を図り、地域が自主的に取り組む活動を支援していく必要があります。

また、青少年が自主性や社会性を身に付けるためには、大人との交流だけではなく、青少年間の交流を通じて自らが社会の一員である自覚を高めることも大切です。そのためには、同世代の中でリーダーとなれる人材を育成していく必要があります。

一方、青少年を取り巻く社会環境には課題も多く、有害情報があふれるインターネット環境や大人の目が行き届きにくい深夜営業店舗の増大、

不健全図書の陳列や販売などの問題があります。青少年への啓発活動や事業者への指導、取り締まりに努めることも重要です。

③生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進

(ア)生涯を通じた学習活動の推進

生涯学習活動を一層推進するためには、いつでも、どこでも、誰でも 学ぶことができる区民ニーズに合った生涯学習の事業を、区内の生涯学 習機関や民間企業との連携を図りながら展開していく必要があります。 また、その学習成果をさらに深める機会やボランティアなどの地域活動 にいかす場を提供するなど、積極的な社会参加を目指す区民の意欲に応 えていくことが大切です。

さらに、学習活動を充実するためには、仲間づくりと生涯学習活動の場となる社会教育関係団体の育成が重要です。そのためには、多種多様な学習機会を提供するとともに、成果発表の場を拡充するなど学習意欲を保てる環境を整備していくことも大切です。

(イ)図書館サービスの推進

図書館は、区民のニーズに応じた情報を発信する拠点であり、主体的な学習を支援する生涯学習拠点でもあります。そのため、読書相談機能や地域資料の充実を図るなど、幅広い世代の知的好奇心を満たし、多様な学びが広がる場となるよう、取り組んでいくことが重要です。

特に、次代を担う子どもたちが、「本を読むこと」を通して、「知」を 広めるとともに、豊かな感性や思いやりの心を育み健やかに成長できる よう、読書環境の整備に取り組んでいく必要があります。

④スポーツの楽しさが広がる環境づくり

(ア)ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

子どもから高齢者まで、また、障害のある人もない人も、誰もが健康でいきいきとした生活を送るためには、日常的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる機会を充実する必要があります。また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたスポーツに対する気運醸成や、スポーツを観る・触れる機会の充実を図ることも重要です。

(イ) 身近にスポーツ活動ができる場の提供

誰もが気軽に楽しくスポーツに取り組めるよう、スポーツ施設の設備の充実や利便性の向上、公園や広場等の公共空間の有効活用など、区民が身近にスポーツ活動ができる場の整備・充実を図る必要があります。また、障害者スポーツへのニーズを踏まえたスポーツ環境の充実が求められています。

(ウ)地域スポーツの推進

今後も人口増加が予測される本区にあっては、スポーツ団体や地域スポーツクラブのほか、学校施設等を拠点としたスポーツ活動など、スポーツを通じた世代間交流や地域交流の場となる地域スポーツの推進が重要です。

そのためには、地域におけるスポーツ活動の担い手である各種スポーツ団体の活動を支援するほか、多様化する区民ニーズに応えるため、指導者の確保・育成に努めるとともに、民間事業者等との連携・協力を図っていくことが必要です。

(3) 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

①さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上

(ア)都心コミュニティの活性化

町会や自治会は地縁に基づく自主的なコミュニティ組織として、地域の防犯・防災、子どもたちの健全育成、高齢者の見守りなどを通じて、安全で安心できる住みよいまちづくりに長い間取り組んできました。

新しく住民となった方にも、これら自治活動の意義を十分に理解してもらう必要があります。そのためには、歴史ある地域行事への参加や学校行事などの機会を捉え、住民同士の交流を深めることによって良好なコミュニティを醸成していくことが求められます。

また、担い手の発掘・養成も重要です。地域活動に対する意欲のある 方が参加しやすい仕組みをつくるとともに、企業や在勤者、ボランティ アなどさまざまな団体と連携して、地域福祉の構築や防犯・防災活動を 行うなど、本区の特性を踏まえた良好な都心コミュニティの形成を図っ ていく必要があります。

(イ)協働による地域課題の解決

国際化の進展など社会経済情勢の変化や区民一人一人の多様なニーズや価値観により、新たに生じてくるさまざまな地域課題を解決するため、NPOやボランティア団体、企業などの社会貢献活動はその重要性を増しています。

こうした団体は、子育て支援など目的を限って活動していることが多いことから、その活動を地域の需要に結び付けることが重要になります。 そのため、社会貢献活動を広げ、協働の普及促進を図るための中間支援 拠点において、さらに情報の収集と共有化を進め、さまざまな主体との コーディネートを行うなど社会貢献団体と地域との連携を支援すること によって「地域力」を向上させていくことが大切です。

②豊かな心を育む文化活動の振興

(ア)区民の文化活動の振興

区民が文化・芸術活動に親しみ、参加しやすい環境を整備するためには、江戸・近代と蓄積された区内の多彩な文化資源を積極的にPRし、その文化に接する機会を増やしていくことが重要です。

本区の歴史・文化は、企業、商店などによっても継承されていることから、それらが主体となったさまざまな活動やイベントを支援するなど行政と地域、企業等が連携して、自らが住み・働くまちの歴史と文化に対する誇りや愛着心を醸成していくことが大切です。

(イ) 歴史的・文化的遺産の保存・活用

本区は歴史や文化を象徴する名所・旧跡などさまざまな文化遺産に恵まれています。この有形・無形の文化遺産について、その価値が損なわれないよう区民文化財として指定・登録、公開することにより次代に継承していく必要があります。また、文化財の保護の重要性にかかる意識の高揚を図るため、区の観光資源として活用するなど、区の歴史や伝統、育まれてきた文化に対する区民の理解を深めていくことが重要です。

③国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり

(ア)区民の国際交流・地域間交流の推進

姉妹都市や友好都市など国内外の諸都市と結ぶ交流は、防災協定など

による相互援助や相互理解を深める機会となるとともに、特に子どもたちにとってはさまざまな文化や生活に接する良い機会となることから、 積極的に行うことが大切です。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に、 観光客をはじめとして、本区はさまざまな人々と文化に接していくこと になります。区を訪れる国内外のすべての人々にとって暮らしやすく、 活動しやすい環境づくりを推進し、さらなるまちの活性化を図っていく ことが重要です。

(イ)平和意識の普及・啓発

恒久平和は世界のすべての人々の願いであり、本区では昭和63(1988) 年3月15日に中央区平和都市宣言を行いました。戦後70年以上を経過した今日、戦争の悲惨さ、戦災体験を次世代へと語り継いでいくことが困難となっています。そのため、平和への思いを一層深める機会を継続的に提供していくとともに、本区のあらゆる施策を通じて中央区平和都市宣言の趣旨を普及・啓発していく必要があります。

~~ 参考資料 ~~

諮問文	61
諮問にあたっての趣旨説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・	62
中央区基本構想審議会委員等名簿	63
中央区基本構想審議会審議経過	65

(諮問文)

27中企企第319号 平成28年2月9日

中央区基本構想審議会会長 様

中央区長 矢田 美英

中央区基本構想審議会への諮問について

中央区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- 1 中央区基本構想について
- 2 中央区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

諮問にあたっての趣旨説明

中央区は、江戸開府以来の歴史と伝統を背景に、日本を代表する都市として確固たる地位を築いてまいりました。我が国の文化・商業・情報の中心地として、常ににぎわいとともにあった本区ですが、戦後の経済成長や都市の空洞化に伴い、40年以上にわたり著しい人口流出を招きました。現在の基本構想は、長期に及ぶ定住人口の減少と、バブル崩壊後の長引く不況により、地域全体の活力が失われつつあった平成10年に策定したものです。

以降、この基本構想に掲げた「都心再生」を旗印に、住環境の整備をはじめ とした総合的な取組を展開してまいりました。その努力が花開き、平成10年に は7万人台だった定住人口は、昨年ついに14万人を突破。一時は500人台だった 年間出生数も、今や2,000人に届く勢いであり、本区はまさにその活力を取り戻 したといえます。

しかし、「都心再生」を経てさらなる成長・成熟へと向かおうとするこの先に は、多くの課題が待ち受けています。

急激な人口増加に伴い、子育て、教育、高齢者福祉など様々な分野で行政需要が拡大しております。今後の人口動向を見極めつつ、長期的な視点から、しかるべき手を打っていかなくてはなりません。また、本年11月には、築地市場が80年の歴史に幕を閉じます。その跡地の活用を含め、築地の活気とにぎわいを継承・発展させていくための議論を深めていく必要があります。

そして、4年後に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、晴海地区に選手村が建設されます。世界最大のスポーツと平和の祭典を、本区がさらに機能的で魅力的なまちへと生まれ変わるための好機と捉え、都市観光の推進、誰もがスポーツに親しめる機会の創出、環境にやさしいまちづくりなどを一層加速していかなくてはなりません。

今から約140年前、文明開化の象徴とも言えるガス灯が銀座に灯りました。新しいものを率先して受け入れ、まちの発展につなげてきた歴史が物語るように、これからも本区に集う多くの人々が国籍・文化・価値観などの違いを乗り越え互いに認め合うことで、必ずや変革のうねりを生み出すことができると信じております。

本区がより高い次元へと進化するための未来への扉を開くべく、新たな基本 構想とそれを実現するための施策のあり方について諮問いたします。

中央区基本構想審議会委員名簿

E	モ	名		安心	快適	躍動	起草
(会長) 竹 「) 内	誠	江戸東京博物館名誉館長				0
(会長耳市)	職務 川		明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科長		*		0
リシ・	ヤー	ルコラス	シャネル株式会社代表取締役社長			0	0
和	気	康太	明治学院大学社会学部教授	*			0
中市	西	史	東京学芸大学理科教育学分野講師			☆	0
金	井	利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授			*	0
伊原	藤	香 織	東京理科大学理工学部教授		☆		0
榊り	原	美樹	明治学院大学社会学部講師	☆			0
押目	田	まり子	中央区議会議長	0			
石	田	英朗	中央区議会副議長			0	
礒	野	忠	中央区議会自由民主党議員団幹事長		0		
田	中	広 一	中央区議会公明党幹事長		0		
志	村	孝 美	日本共産党中央区議会議員団幹事長		0		
渡	部	博年	中央区民クラブ幹事長	0			
		かの	改革2020幹事長	0			
		慶 一	京橋地域町会連合会会長			0	
		熙幸	日本橋地域町会連合会会長		0		
	-	<u></u>	月島地域町会連合会会長	0			
		勝彦	中央区文化・国際交流振興協会理事長			0	
		耕佑	中央区社会福祉協議会会長	0			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		高 光	中央区シルバー人材センター会長	0			
	• •	芳 裕	中央区観光協会副会長			0	
)	<u>拿</u>	中央区商店街連合会会長			0	
	-	 照 明	中央区工業団体連合会会長			0	
		富貴子	中央区女性ネットワーク会長				
		尚 一	中央区医師会会長	0			
		正 高	日本橋医師会会長		0		
		並 	中央区体育協会会長			0	
· ·		享 也	中央区PTA連合会会長			0	
			中央区婦人学級連絡会会長		0		
	•	が、」 智 誉	公募区民			0	
		華子	公募区民	0			
		 寸真子	公募区民		0		
		 紗 智	公募区民				
	华 井	<u>炒 </u>	公募区民		0		
	ァー 藤		中央区副区長	0			
		 不 曇	中央区副区長		0		
	-	<u>小 </u>	中央区教育委員会教育長			0	
		防 	(前委員)前中央区議会議長	0			
		<u>今</u> 善計	(前委員) 前京橋地域町会連合会会長			0	
		<u>普 日</u> 恭 行	(前委員)前日本橋地域町会連合会会長		\cap		
	开 崎	<u> </u>	(前委員)前中央区PTA連合会会長			\bigcirc	
	ᄪ	XX	(則女貝/ 則十大戶「 八世日云云文				

[★]は専門部会部会長を、☆は副部会長を、◎は起草委員会委員長を、○は委員を示す。

中央区基本構想審議会幹事名簿

	氏		,	
		^ <u> </u>	4	IX 11M
平	林	治	樹	企画部長
田	中		武	総務部長
長	嶋	育	夫	区民部長
黒	Ш		眞	福祉保健部長
望	月	秀	彦	環境土木部長
田	村	嘉	_	都市整備部長
林		秀	哉	防災危機管理室長
古田	島	幹	雄	高齢者施策推進室長
中	橋		猛	中央区保健所長
高	橋	和	義	教育委員会事務局次長
濱	田		徹	企画財政課長
御	郷		誠	企画部副参事(都心再生・計画担当)
園	田	典	子	広報課長
吉	原	利	明	総務課長
新	治		満	(前幹事) 前区民部長
宮	本	恭	介	(前幹事) 前環境土木部長
坂	田	直	昭	(前幹事) 前教育委員会事務局次長

中央区基本構想審議会審議経過

【中央区基本構想審議会】

	開催日	審議内容等
第1回	平成28(2016)年 2月9日(火)	 ・会長に竹内誠委員を選出、会長職務代理に市川 宏雄委員を指名 ・区長から「中央区基本構想」および「中央区基 本計画に盛り込むべき施策のあり方」について 諮問 ・専門部会の設置 「安心部会」「快適部会」「躍動部会」 ・「区政のこれまでの取組と今後の課題」等について説明 ・意見交換
第2回	平成28(2016)年 4月27日(水)	 ・「中央区の将来像に向けた検討すべき視点」について説明 ・各専門部会の委員および部会長の指名 「安心部会」部会長:和気康太委員 「快適部会」部会長:市川宏雄委員 「躍動部会」部会長:金井利之委員 ・「子どもたちが考える中央区の未来についてー小・中学校訪問授業からー」について説明
第3回	平成28(2016)年 8月24日 (水)	・「専門部会報告」について各専門部会長から報告・起草委員会の設置
第4回	平成28(2016)年 10月11日(火)	・中央区基本構想等に関する答申中間のまとめ (案) について・パブリックコメントの実施について
第5回	平成29(2017)年 月 日()	•
第6回	平成29(2017)年 月 日()	•

【専門部会】

1 安心部会

	開催日	審議内容等
第1回	平成28(2016)年 4月27日(水)	・副部会長の選出 ・本区を取り巻く社会経済情勢と新たな課題・方 向性について ・安心部会における検討項目について
第2回	平成28(2016)年 5月16日(月)	・区民意識調査のクロス集計結果について ・安心部会における現況と課題(素案)について
第3回	平成28(2016)年 6月13日(月)	・他道府県の方々から見た中央区について ・第2回部会でのご意見等を踏まえた対応状況に ついて ・安心部会における現況と課題(修正案)につい て ・安心部会における施策の方向性(素案)につい て
第4回	平成28(2016)年 7月25日(月)	・第3回部会でのご意見等を踏まえた対応状況について ・安心部会報告書(案)について ・安心部会報告概要(案)について

2 快適部会

	開催日	審議内容等
第1回	平成28(2016)年 4月27日(水)	・副部会長の選出 ・本区を取り巻く社会経済情勢と新たな課題・方 向性について ・快適部会における検討項目について
第2回	平成28(2016)年 5月23日(月)	・区民意識調査のクロス集計結果について ・他道府県の方々から見た中央区について ・快適部会における現況と課題(素案)について
第3回	平成28(2016)年 6月27日(月)	・第2回部会でのご意見等を踏まえた対応状況について ・快適部会における現況と課題(修正案)について ・快適部会における施策の方向性(素案)について
第4回	平成28(2016)年 7月25日(月)	・第3回部会でのご意見等を踏まえた対応状況について・快適部会報告書(案)について・快適部会報告概要(案)について

3 躍動部会

	開催日	審議内容等
第1回	平成28(2016)年 4月27日(水)	・副部会長の選出 ・本区を取り巻く社会経済情勢と新たな課題・方 向性について ・躍動部会における検討項目について
第2回	平成28(2016)年 5月25日(水)	・区民意識調査のクロス集計結果について ・他道府県の方々から見た中央区について ・躍動部会における現況と課題(素案)について
第3回	平成28(2016)年 6月13日(月)	・躍動部会の議論の概要について ・躍動部会における現況と課題・施策の方向性 (素案) について
第4回	平成28(2016)年 7月25日(月)	・躍動部会報告書(修正案)について・躍動部会報告書(案)について・躍動部会報告概要(案)について

4 起草委員会

	開催日	審議内容等
姓 1 同	平成28(2016)年	・中央区基本構想等に関する答申に向けた検討
第1回	8月24日(水)	
第2回	平成28(2016)年	・中央区基本構想等に関する答申に向けた検討
免∠凹 	9月5日(月)	・「中間のまとめ(案)」の作成
第3回	平成28(2016)年	・中央区基本構想等に関する答申に向けた検討
- 第3凹 	9月26日(月)	・「中間のまとめ(案)」の作成
	平成28(2016)年	・パブリックコメントにおける意見への対応(案)
第4回	12月12日 (月)	の作成
	12月12日(月)	・「中央区基本構想等に関する答申(案)」の作成